

## 201 居宅介護支援費

事業所名：

点検項目	点検事項	点検結果	
運営基準減算 (50/100)	居宅介護支援の提供の開始に際し、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
	居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、及び前6月間に作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の居宅サービス事業者等によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接の実施	<input type="checkbox"/> 未開催	
	サービス担当者会議の開催		
	居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合	<input type="checkbox"/> 未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 未開催	
	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 未開催	
	居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	<input type="checkbox"/> 未交付	
	モニタリングにあたって、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
モニタリングの結果の記録	<input type="checkbox"/> 1ヶ月以上未実施		
運営基準減算 (0/100)	運営基準減算（50/100）が2月以上継続	<input type="checkbox"/> 継続	

点検項目	点検事項	点検結果	
特別地域居宅介護支援加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間部地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
特定事業所集中減算	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存		
	①判定期間における居宅サービス計画の総数	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	
	②訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	
	③訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	
	④算定方法で計算した割合	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	
	⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由	<input type="checkbox"/> 作成及び保存	
	前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合	<input type="checkbox"/> 80/100以上	
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算（Ⅰ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 2名以上配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）	<input type="checkbox"/> 3名以上配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保	
	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4及び要介護5である者の割合	<input type="checkbox"/> 4割以上	
	計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供	
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会	<input type="checkbox"/> 参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用	
	介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/> 40名未満	居宅介護支援費（Ⅱ）の場合は45名未満
	法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 実施	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 実施		

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算（Ⅱ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）	<input type="checkbox"/> 3名以上配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保	
	計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供	
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会	<input type="checkbox"/> 参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用	
	介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/> 40名未満	居宅介護支援費（Ⅱ）の場合は45名未満
	法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 実施	
他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施	<input type="checkbox"/> 実施		
必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 実施		

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算（Ⅲ）	常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 配置	
	常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）	<input type="checkbox"/> 2名以上配置	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保	
	計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施	
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供	
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会	<input type="checkbox"/> 参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用	
	介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/> 40名未満	居宅介護支援費（Ⅱ）の場合は45名未満
	法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 実施	
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 実施		

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所加算 (A)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 配置	
	専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）	<input type="checkbox"/> 常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上	
	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 開催	
	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保	連携可
	計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	<input type="checkbox"/> 実施	連携可
	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供	
	地域包括支援センター等が実施する事例検討会	<input type="checkbox"/> 参加	
	運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 未適用	
	介護支援専門員 1 人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/> 40名未満	居宅介護支援費（Ⅱ）の場合は 45 名未満
	法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 実施	連携可
	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施	<input type="checkbox"/> 実施	連携可
必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 実施		

点検項目	点検事項	点検結果	
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上	<input type="checkbox"/> 実施	
	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定	<input type="checkbox"/> 実施	
	特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを算定	<input type="checkbox"/> 算定	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して、必要な情報を提供した	<input type="checkbox"/> 該当	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して、必要な情報を提供した	<input type="checkbox"/> 該当	
退院・退所加算Ⅰ	（イ・ロ共通） 病院等の職員からの情報収集を1回行っている （ロのみ） 情報収集の方法がカンファレンスによる	<input type="checkbox"/> 該当	
退院・退所加算Ⅱ	（イ・ロ共通） 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている （ロのみ） 病院等の職員からの情報収集を2回行っており、うち1回以上がカンファレンスによる	<input type="checkbox"/> 該当	
退院・退所加算Ⅲ	病院等の職員からの情報収集を3回以上行っており、うち1回以上がカンファレンスによる	<input type="checkbox"/> 該当	
退院・退所加算Ⅰ～Ⅲ共通	初回加算	<input type="checkbox"/> 算定されていない	

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った	□ 該当	
	カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載	□ 該当	
ターミナルケアマネジメント加算	厚生労働省が定める基準（※）に適合したものとして市町村長に届出を行っている ※厚生労働省が定める基準 ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること	□ 実施	
	利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。以下同じ）又は家族の同意を得ている	□ 実施	
	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録している	□ 実施	
	主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に、上記記録に係る情報を提供した	□ 実施	
	厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及び家族との必要な情報の共有等に努めている	□ 実施	
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録	□ 実施	